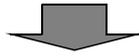


# 京都府の地域防災対策の見直しに係る専門家会議概要

## 現 行 の 対 策 ( 概 要 )

地震	「今後10年間で、東南海・南海地震の被害を可能な限り抑止するとともに、直下型地震の被害を半減する」減災目標を掲げ、京都府戦略的地震防災対策指針、推進プランに基づき、オール京都府で住宅、公共施設、学校等の耐震化などの推進事業300項目を実施
津波	第1次京都府地震被害想定調査（H10.3月）による想定（最大波高舞鶴市風島1.1m）に基づき、津波に対する警戒体制や避難に関する計画を整備
原子力	高浜発電所の原子力災害を対象に半径10km圏内をE P Zとする計画を整備



## 専門家会議の要旨（4 / 13、4 / 27）

	緊急・短期的に対応すべき対策	中・長期的に対応すべき対策
全 般		<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の大震災の実態から複数県に及ぶ広域のかつ長期にわたる対応についても、地域防災計画に盛り込むべき。</li> <li>対策と担当を併記するなど地域防災計画を読みやすく、使いやすい内容に整理すべき。</li> <li>想定を超えた対応を地域防災計画に明記すべき。</li> </ul>
地震 ・ 津波	<b>地震、津波の緊急予測等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来の地震被害想定を大きく見直す必要はない。</li> <li>日本海側については、現在のところ大きな津波を引き起こす地震が発生する学術的根拠はない。</li> <li>津波について、過去に波高でなく2.3mのデータがあり、その議論は必要。</li> </ul>	<b>地震、津波の更なる検証</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>液状化危険度分布については、今回の地震によって得られた学術的知見に基づき、見直しが必要。</li> <li>津波が発生した場合の対応については、国の調査結果等を踏まえ検討しておく必要がある。</li> <li><b>国に対して特に求めるべき事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>若狭湾を含む日本海側の海底活断層について、調査を実施すること。</li> </ul> </li> </ul>
原 子 力 災 害	<b>E P Zの範囲（暫定）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>E P Zの範囲を当面半径20kmとし、実効性のある避難計画や環境測定、住民への周知等の対策を実施すること。</li> </ul> <p>【当面のEPZの範囲を20kmとする理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>半径30kmとした場合の圏内人口(134千人)の約7割(90千人)が半径20km圏内に含まれていることに加え、20km圏に舞鶴市の市街地の大半が含まれることから、区域外への市全体避難を含む対策を検討することによって、例えば30km圏に及ぶような原子力災害が発生した場合であっても、20km設定による対策の応用で対応できるものと考えられるため。（参考：高浜原発に係る10km圏内人口12千人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成、大学の活用、OB等経験者の活用</li> </ul>
	<b>国に対して特に求めるべき事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>初期対応と情報公開の徹底</li> <li>E P Zのあり方の見直し</li> <li>S P E E D Iの科学的根拠、残留放射能の調査結果等の開示の実施</li> <li>原子力災害に関する備蓄資機材等の一元的管理</li> </ul>	<b>関電(事業者)に対して特に求めるべき事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用電源の多様化・多重化</li> <li>冷却手段及び冷却水・熱の排出先の確保</li> <li>資機材及びその保管場所の確保</li> <li>E P Zの設定見直し</li> <li>複数府県に及ぶ影響を踏まえた対応</li> </ul>
	<b>原子力発電所防災対策に係る暫定計画（素案）について</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>利活用の観点から、高浜及び大飯の2計画ではなく、1本の計画としての策定が望ましい。</li> <li>環境モニタリング体制について、当面、可搬型等を活用するなど柔軟に対応し、的確に情報開示することが重要。</li> <li>避難体制の整備は市町の役割であるが、府が積極的に助言していくことが望ましい。</li> <li>避難の指標として、現行の指標に加え、計画的避難区域の設定の暫定的な目安となる20mSv / 年、児童生徒等が校庭等で活動する際の利用時間制限の目安3.8 μSv / 時（20mSv / 年に相当）にも準拠する必要がある。</li> <li>市ごと全て避難するような大規模・長距離な避難については、新たな研究課題であり、市町と十分協議・連携を進める必要がある。</li> <li>被ばく医療について、搬送体制なども含めて早急に調整を図っていくべきである。</li> <li>広域連携について、福井県をはじめ他府県との連携を推進するべきである。</li> <li>住民に対する知識の普及と啓発を進める必要がある。</li> <li>風評被害対策の実施 など</li> </ul>	